

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和6年12月19日
【中間会計期間】	第73期中(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
【会社名】	株式会社 水戸カンツリー倶楽部
【英訳名】	Mito Country Club Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	取締役社長 住 川 雅 晴
【本店の所在の場所】	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8231の1
【電話番号】	029(266)1234
【事務連絡者氏名】	総務部長 伊 澤 誠 人
【最寄りの連絡場所】	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8231の1
【電話番号】	029(266)1234
【事務連絡者氏名】	総務部長 伊 澤 誠 人
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次		第71期中	第72期中	第73期中	第71期	第72期
会計期間		自 令和4年 4月1日 至 令和4年 9月30日	自 令和5年 4月1日 至 令和5年 9月30日	自 令和6年 4月1日 至 令和6年 9月30日	自 令和4年 4月1日 至 令和5年 3月31日	自 令和5年 4月1日 至 令和6年 3月31日
売上高	百万円	402	396	434	779	820
経常利益又は経常損失 (△)	百万円	22	△7	5	15	5
中間(当期)純利益又は 中間純損失(△)	百万円	22	△7	△3	14	4
持分法を適用した場合 の投資利益	百万円	-	-	-	-	-
資本金	百万円	92	92	92	92	92
発行済株式総数	株	1,845	1,845	1,845	1,845	1,845
純資産額	百万円	534	261	270	268	273
総資産額	百万円	1,117	1,119	1,412	1,069	1,172
1株当たり純資産額	円	289,228	141,396	146,340	145,406	147,790
1株当たり中間(当期) 純利益又は中間純損失 (△)	円	11,751	△4,010	△1,449	7,852	2,384
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益	円	-	-	-	-	-
1株当たり中間配当額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	47.8	23.3	19.1	25.1	23.3
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	106	93	199	55	96
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4	△30	△76	△36	△75
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1	△1	24	△3	19
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	507	484	609	423	462
従業員数〔外、平均臨 時雇用者数〕	名 〔名〕	67 〔21〕	61 〔32〕	60 〔35〕	61 〔25〕	59 〔29〕

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 持分法を適用した場合の投資利益は、子会社等がありませんので該当事項はありません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益は、潜在株式がないので記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和6年9月30日現在の従業員は60名であります。

外に臨時職員16名、臨時キャディ19名が在籍しております。

なお、当社はゴルフ場事業単一であるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労使関係については、特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、当社の経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状態を判断するための客観的な指標について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更はありません。また、当中間会計期間において、当社の事業上及び財政上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

ゴルフ場業界は昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行されて以降、レジャー業界全体での競争が引き続き激しく、取り巻く環境は厳しい状況が続いております。令和6年度上半期はそれに加えて、8月に台風の接近によるクローズが1日あったこと等、天候不順の影響により来場者数は前年度比△564人と減少しました。一方で、来場者が減少する中、昨年10月よりキャディーフィーの値上げを実施したことが期初より寄与していることや、今年度よりビジターの季節優待の廃止を行ったことでお客様一人当たりの収入単価は増加致しました。

上記の通り、来場者数は若干減少しましたが客単価向上により、営業収益は434,345千円(前期比38,640千円増)と大幅な増収となりました。

大幅な増収となる一方で、営業費用においては、人員増員及び給与引上げ等による人件費の増加や設備投資による減価償却費の増加等もあり、税引前中間純利益は1,126千円(前期比8,213千円増)と若干の増益に留まりました。また、財政状態については、当中間会計期間2,674千円の中間純損失の計上により、純資産についても同額減少しております。

② キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、税引前中間純利益1,126千円その他、営業活動によるキャッシュ・フローは前受金(開場75周年記念協賛金)や契約負債等の増加により198,624千円増加と大きく寄与し、投資活動によるキャッシュ・フローは75,774千円の支出となりましたが、当中間会計期間末では前事業年度末より146,806千円増加し、当中間会計期間末には609,146千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動の結果、前年同期に比べ、105,954千円の増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は、女子ロッカー改修工事等に75,774千円投資しました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、女子ロッカー改修工事に伴う借入金とリース債務の返済による支出等により、23,959千円の増加となりました。

③ 生産、受注及び販売の状況

a. 来場者及びロッジ利用者数

ア. 来場者数

		収容能力	メンバー	ビジター	計	一日平均	稼働率
前年上半期	人	22,120	9,221	8,940	18,161	115	82.1
当年上半期	人	21,700	8,781	8,816	17,597	114	81.1
前年上半期対比	%	—	95.2	98.6	96.9	—	—
前年上半期 メンバー、ビジター対比	%	—	50.8	49.2	100.0	—	—
当年上半期 メンバー、ビジター対比	%	—	49.9	50.1	100.0	—	—

イ. ロッジ利用者数

		収容能力	メンバー	ビジター	計	一日平均	稼働率
前年上半期	人	5,214	322	811	1,133	7	21.7
当年上半期	人	5,115	441	839	1,280	8	25.0
前年上半期対比	%	—	137.0	103.5	113.0	—	—
前年上半期 メンバー、ビジター対比	%	—	28.4	71.6	100.0	—	—
当年上半期 メンバー、ビジター対比	%	—	34.5	65.5	100.0	—	—

b. 収入実績

科目		前年上半期		当年上半期		前年上半期 対比(%)
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	
1. ゴルフ収入		167,457	42.3	179,932	41.4	107.5
内訳	年会費	59,700	15.1	59,520	13.7	99.7
	ロッカーフィ	4,044	1.0	3,705	0.9	91.6
	メンバーフィ	12,826	3.2	13,139	3.0	102.4
	ビジターフィ	88,057	22.3	100,516	23.1	114.1
	競技参加料	2,830	0.7	3,053	0.7	107.9
2. 食堂収入		61,096	15.4	60,631	14.0	99.2
3. その他の収入		119,086	30.1	140,001	32.2	117.6
内訳	キャディフィ	67,056	16.9	83,791	19.3	125.0
	売店収入	4,607	1.2	4,189	1.0	90.9
	ロッジ収入	4,229	1.1	4,712	1.1	111.4
	厚生費収入	9,032	2.3	8,739	2.0	96.8
	施設費	28,902	7.3	27,963	6.4	96.8
	雑売上	4,946	1.2	10,233	2.3	206.9
	販売手数料	313	0.1	375	0.1	119.8
4. 名義変更料		48,065	12.2	53,780	12.4	111.9
合計		395,704	100.0	434,345	100.0	109.8

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

① 経営成績について

天候不順等により来場者数は減少しましたが、客単価の向上により収入は増加となりました。一方で諸物価の高騰や人件費の引上げ等の経費負担も増加したため、中間純利益は△2,674千円（前期比4,725千円増）と赤字額の圧縮は小幅となりました。

② 財政状態について

運転資金（流動資産－流動負債）は33,818千円減少しており、純資産合計については2,674千円減少している状態です。

③ キャッシュ・フローについて

キャッシュ・フローの状況につきましては、当中間期における現金及び現金同等物の増加は146,806千円となっており、同残高は期首残高比31.8%増となっております。

④ 今後の方針

これからのゴルフ場業界においては、レジャーの多様化とゴルフ人口の減少を起因としたプレー料金の低価格化が進み、ゴルフ場間の競争は激しくなると予想されます。そのような中で同業者間との競争に勝つためには、プレー費が多少高くとも一度プレーしてみたいと思わせる付加価値を高め、差別化を図っていくことが重要と考えます。幸い当倶楽部は、ゴルフコース設計者として第一人者である、故井上誠一氏の最高傑作と評価されているコースであることから、プロ・トーナメント開催などで、その存在を広めることが出来れば、より強い集客効力が発揮できるものと思われます。そのためには、それらトーナメント主催者等との強いパイプづくりに努めるとともに、常にトーナメント仕様の状態を保てるようコース管理の徹底を図ることが重要と考えます。

なお、上記については、当中間会計期間の末日現在に判断したものであります。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	摘要
普通株式	2,000	
計	2,000	

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)		上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
	当該中間期末現在 (令和6年9月30日現在)	提出日現在 (令和6年12月19日現在)		
普通株式	1,845	1,845	非上場	単元株制度は 採用していない
計	1,845	1,845		

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数(株)		資本金(千円)		資本準備金(千円)	
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高
令和6年9月30日	—	1,845	—	92,250	—	30,000

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	令和6年9月30日現在	
		所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内1-6-6	43	2.33
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町2-5-5	36	1.95
株式会社日立リアルエステート パートナーズ	東京都千代田区神田錦町3-7-1	18	0.98
東鉱商事株式会社	茨城県日立市幸町1-3-8	15	0.81
JX金属株式会社	東京都港区虎ノ門2-10-4	14	0.76
日立セメント株式会社	茨城県日立市平和町2-1-1	13	0.70
工機ホールディングス株式会社	東京都港区港南2-15-1	10	0.54
日本紙パルプ商事株式会社	東京都中央区勝どき3-12-1	8	0.43
株式会社日立ハイテク	東京都港区虎ノ門1-17-1	8	0.43
株木建設株式会社	東京都豊島区高田3-31-5	7	0.38
計	—	172	9.32

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和6年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,845	1,845	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,845	—	—
総株主の議決権	—	1,845	—

② 【自己株式等】

令和6年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)の中間財務諸表について、公認会計士國井貴宏氏及び公認会計士青木幹雄氏の中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社には、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当中間会計期間 (令和6年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	462,340	609,146
売掛金(純額)	38,217	30,831
商品	1,394	1,481
貯蔵品	4,002	5,360
前渡金	14,300	14,300
その他	-	464
流動資産合計	520,252	661,582
固定資産		
有形固定資産	※1 630,646	※1 730,942
無形固定資産	1,374	1,088
投資その他の資産	19,666	18,763
固定資産合計	651,686	750,793
資産合計	1,171,937	1,412,375
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,369	15,514
未払金	21,610	23,313
未払消費税等	※2 10,783	※2 3,341
未払法人税等	12,860	3,796
リース債務	3,629	7,651
未払費用	8,308	9,531
税金預り金	3,426	3,475
従業員預り金	6,024	4,277
会員預り金	8,908	4,622
前受金	40,236	150,913
賞与引当金	13,000	13,000
契約負債	312,370	388,783
1年内返済予定の長期借入金	-	3,456
流動負債合計	456,523	631,672
固定負債		
リース債務	12,811	33,074
退職給付引当金	67,480	71,603
入会金	337,738	335,513
長期借入金	23,000	46,544
長期未払金	1,714	23,972
固定負債合計	442,742	510,705
負債合計	899,265	1,142,376

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当中間会計期間 (令和6年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	92,250	92,250
資本剰余金		
資本準備金	30,000	30,000
資本剰余金合計	30,000	30,000
利益剰余金		
利益準備金	15,250	15,250
その他利益剰余金		
別途積立金	510,000	-
繰越利益剰余金	△374,828	132,498
利益剰余金合計	150,422	147,748
株主資本合計	272,672	269,998
純資産合計	272,672	269,998
負債純資産合計	1,171,937	1,412,375

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
営業収益	395,704	434,345
営業費用	347,217	342,486
営業総利益	48,487	91,859
一般管理費	65,368	91,019
営業利益又は営業損失(△)	△16,881	840
営業外収益	※1 9,793	※1 6,222
営業外費用	-	※2 2,337
経常利益又は経常損失(△)	△7,088	4,726
特別損失	-	※3 3,600
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	△7,088	1,126
法人税、住民税及び事業税	312	3,800
法人税等合計	312	3,800
中間純損失(△)	△7,399	△2,674

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				株主資本 合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	92,250	30,000	15,250	510,000	△379,226	146,024	268,274	268,274
当中間期変動額								
中間純損失（△）	-	-	-	-	△7,399	△7,399	△7,399	△7,399
当中間期変動額合計	-	-	-	-	△7,399	△7,399	△7,399	△7,399
当中間期末残高	92,250	30,000	15,250	510,000	△386,625	138,625	260,875	260,875

当中間会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				株主資本 合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	92,250	30,000	15,250	510,000	△374,828	150,422	272,672	272,672
当中間期変動額								
中間純損失（△）	-	-	-	-	△2,674	△2,674	△2,674	△2,674
別途積立金の取崩	-	-	-	△510,000	510,000	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△510,000	507,326	△2,674	△2,674	△2,674
当中間期末残高	92,250	30,000	15,250	-	132,498	147,748	269,998	269,998

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	△7,088	1,126
減価償却費	19,359	22,052
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1,073	-
退職給付引当金の増減額(△は減少)	3,825	4,123
受取利息及び受取配当金	△1	△28
支払利息	-	182
固定資産除却損	-	0
その他の営業外損益(△は益)	△9,792	△6,194
売上債権の増減額(△は増加)	12,499	7,386
棚卸資産の増減額(△は増加)	△1,064	△1,446
長期前払費用の増減額(△は増加)	1,180	902
仕入債務の増減額(△は減少)	△5,671	144
未払金の増減額(△は減少)	3,864	171
未払費用の増減額(△は減少)	96	1,223
未払消費税等の増減額(△は減少)	△1,595	△2,614
契約負債の増減額(△は減少)	82,482	76,413
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△326	△464
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△2,307	106,319
その他の固定負債の増減額(△は減少)	△1,550	△2,225
小計	92,838	207,068
利息及び配当金の受取額	1	28
その他の営業外収益の受取額	454	4,570
利息の支払額	-	△182
法人税等の支払額	△623	△12,864
営業活動によるキャッシュ・フロー	92,670	198,620
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△29,856	△75,774
投資活動によるキャッシュ・フロー	△29,856	△75,774
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△1,473	△3,041
長期借入れによる収入	-	27,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,473	23,959
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	61,341	146,806
現金及び現金同等物の期首残高	422,579	462,340
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 483,920	※1 609,146

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

最終仕入原価法(貸借対照表評価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(付帯設備は除く)及び平成28年4月1日以降に取得した付帯設備及び構築物についても定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～47年

構築物 10～40年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は5年であります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えて賞与支払見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末に発生していると認められる額を計上しております。

4 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を計上しております。ゴルフ収入(年会費、ロッカーフィを除く)、食堂収入、その他の収入は顧客のゴルフ場利用又は食堂利用等を履行義務として識別しており、顧客のゴルフ場利用又は食堂利用した時点で収益を認識しております。

年会費、ロッカーフィは、会員のゴルフ場の施設利用機会の提供を履行義務として認識しております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、期間按分により収益を認識しております。

名義変更手数料は、顧客が入会時に会員としての地位を獲得し、入会後の会員資格に基づいた将来のサービスに対する対価の前払と考え、入会時及び入会后一定の期間にわたり収益を認識しております。

5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物の範囲は、現金、普通預金、当座預金、通知預金、振替預金並びに預入れ期間が1年以内の定期預金であります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 (前事業年度)

有形固定資産の減価償却累計額は、2,178,093千円であります。

(当中間会計期間)

有形固定資産の減価償却累計額は、2,199,574千円であります。

※ 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺し、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 1 営業外収益の主要なもの

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
受取利息	1千円	28千円
雑収入	9,792千円	6,194千円

※ 2 営業外費用の主要なもの

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
支払利息及び割引料	-千円	182千円
雑損失	-千円	2,155千円

※ 3 特別損失の主要なもの

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
固定資産除却損	-千円	3,600千円

2 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
有形固定資産	19,033千円	21,766千円
無形固定資産	326千円	286千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,845	—	—	1,845

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

II 当中間会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,845	—	—	1,845

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
現金及び預金勘定	483,920千円	609,146千円
現金及び現金同等物	483,920千円	609,146千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1.金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度（令和6年3月31日）

区 分	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 売掛金	38,217	38,217	-
資産計	38,217	38,217	-
(1) 買掛金	15,369	15,369	-
(2) 未払金	21,610	21,610	-
(3) 未払費用	8,308	8,308	-
(4) 未払消費税等	10,783	10,783	-
(5) 未払法人税等	12,860	12,860	-
(6) 税金預り金	3,426	3,426	-
(7) 長期借入金	23,000	23,000	-
負債計	95,356	95,356	-

（注1）「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

当中間会計期間（令和6年9月30日）

区 分	中間貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 売掛金	30,831	30,831	-
資産計	30,831	30,831	-
(1) 買掛金	15,514	15,514	-
(2) 未払金	23,313	23,313	-
(3) 未払費用	9,531	9,531	-
(4) 未払消費税等	3,341	3,341	-
(5) 未払法人税等	3,796	3,796	-
(6) 税金預り金	3,475	3,475	-
(7) 1年内返済予定の長期借入金	3,456	3,456	-
(8) 長期借入金	46,544	46,544	-
負債計	108,969	108,969	-

（注2）「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（注3）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）

区 分	令和6年3月31日	令和6年9月30日
入会金	337,738千円	335,513千円

上記については、市場価格はなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含まれておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品

前事業年度（令和6年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（令和6年9月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（令和6年3月31日）

区 分	時 価 （千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
(1) 売掛金	-	38,217	-	38,217
資産計	-	38,217	-	38,217
(1) 買掛金	-	15,369	-	15,369
(2) 未払金	-	21,610	-	21,610
(3) 未払費用	-	8,308	-	8,308
(4) 未払消費税等	-	10,783	-	10,783
(5) 未払法人税等	-	12,860	-	12,860
(6) 税金預り金	-	3,426	-	3,426
(7) 長期借入金	-	23,000	-	23,000
負債計	-	95,356	-	95,356

当中間会計期間（令和6年9月30日）

区 分	時 価 （千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
(1) 売掛金	-	30,831	-	30,831
資産計	-	30,831	-	30,831
(1) 買掛金	-	15,514	-	15,514
(2) 未払金	-	23,313	-	23,313
(3) 未払費用	-	9,531	-	9,531
(4) 未払消費税等	-	3,341	-	3,341
(5) 未払法人税等	-	3,796	-	3,796
(6) 税金預り金	-	3,475	-	3,475
(7) 1年内返済予定の長期借入金	-	3,456	-	3,456
(8) 長期借入金	-	46,544	-	46,544
負債計	-	108,969	-	108,969

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等、税金預り金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

これらの時価は、一定の期間に区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローと返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)
該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)
該当事項はありません。

(持分法損益等)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)
該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

(単位：千円)

区 分	合 計
ゴルフ収入	167,457
食堂収入	61,096
その他の収入	119,086
名義変更料	48,065
顧客との契約から生じる収益	395,704
その他の収益	-
外部顧客への売上高	395,704

当中間会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

(単位：千円)

区 分	合 計
ゴルフ収入	179,932
食堂収入	60,631
その他の収入	140,001
名義変更料	53,780
顧客との契約から生じる収益	434,345
その他の収益	-
外部顧客への売上高	434,345

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針) 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から、当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高

(単位：千円)

	前事業年度	当中間会計期間
契約負債（期首残高）	280,050	312,370
契約負債（中間期末（期末）残高）	312,370	388,783

契約負債は、会員が入会時に支払う名義変更料のうち会計上の前受金及び年会費等に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。当中間会計期間に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、47,880千円であります。また当中間会計期間において、契約負債が増加した主な理由は、会員の名義変更料による前受金及び年会費等の増加であり、これにより199,739千円増加しております。過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当中間会計期間に認識した収益（例えば、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度
2025年3月期	95,760
2026年3月期	83,620
2027年3月期	66,140
2028年3月期以降	66,850
合計	312,370

(単位：千円)

	当中間会計期間
2025年3月期下期	114,073
2026年3月期	95,240
2027年3月期	66,140
2028年3月期以降	113,330
合計	388,783

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

当社は、ゴルフ場事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

当社は、ゴルフ場事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社はゴルフ場運営事業の単一セグメントであり、ゴルフプレーを行う顧客から、入場料、キャディフィ、施設使用料、食堂売店等により収入を得ております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

当社は在外拠点がないため、記載はありません。

(2)有形固定資産

当社は本邦以外に有形固定資産を保有していないため、記載はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社はゴルフ場運営事業の単一セグメントであり、ゴルフプレーを行う顧客から、入場料、キャディフィ、施設使用料、食堂売店等により収入を得ております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

当社は在外拠点がないため、記載はありません。

(2)有形固定資産

当社は本邦以外に有形固定資産を保有していないため、記載はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和6年3月31日)	当中間会計期間 (令和6年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	147,790円	146,340円

項目	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
(2) 1株当たり中間純損失(△)	△4,010円	△1,449円
(算定上の基礎)		
中間純損失(△)	△7,399千円	△2,674千円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る中間純損失(△)	△7,399千円	△2,674千円
普通株式の期中平均株数	1,845株	1,845株

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株引受権付社債、転換社債等を発行していないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出の日までの間に、次の書類を提出しております。

1. 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度 第71期(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)令和6年4月26日関東財務局長に提出。

2. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第72期(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)令和6年6月27日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和6年12月18日

株式会社水戸カンツリー倶楽部
取締役会 御中

國井公認会計士事務所
茨城県水戸市

公認会計士 國 井 貴 宏

青木幹雄公認会計士事務所
東京都千代田区

公認会計士 青 木 幹 雄

中間監査意見

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社水戸カンツリー倶楽部の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第73期事業年度の中間会計期間(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私たちは、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社水戸カンツリー倶楽部の令和6年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私たちの責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。